○仙北市病院事業職員給与規程

平成17年９月20日病院事業管理規程第10号

改正

平成18年３月29日病管規程第２号

平成18年７月28日病管規程第３号

平成19年３月22日病管規程第１号

平成19年４月１日病管規程第３号

平成20年３月24日病管規程第２号

平成20年９月29日病管規程第４号

平成21年１月１日病管規程第１号

平成21年４月１日病管規程第２号

平成22年４月１日病管規程第４号

平成22年７月１日病管規程第５号

平成23年３月18日病管規程第11号

平成24年10月１日病管規程第４号

平成27年３月30日病管規程第２号

平成28年３月23日病管規程第１号

平成29年３月17日病管規程第３号

平成30年３月20日病管規程第３号

平成31年３月22日病管規程第２号

令和２年６月１日病管規程第６号

令和４年１月31日病管規程第１号

令和４年10月21日病管規程第３号

令和５年３月30日病管規程第２号

仙北市病院事業職員給与規程

（趣旨）

第１条　この規程は、別に定めるもののほか、仙北市病院事業職員（以下「職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

（給与）

第２条　職員（臨時又は非常勤の職員を除く。）の給与のうち給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当については、仙北市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年仙北市条例第37号。以下「一般職員給与条例」という。）及び仙北市単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（平成17年仙北市規則第32号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。

２　業務又は勤務の特殊性その他の事情により前項の規定により難い場合については、仙北市病院事業管理者（以下「管理者」という。）が別に定める。

３　職員（臨時又は非常勤の職員を除く。）の給与の支払方法等については、別に定めのない限り一般職の職員の例による。

（初任給、昇格、昇給等）

第３条　職員の初任給、昇格、昇給等については、仙北市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（平成17年仙北市規則第31号）の例による。

（管理職手当）

第４条　職員の管理職手当の支給を受ける者の範囲及び手当の額は、別表第１のとおりとする。

２　管理職手当の支給方法は、給料の支給方法に準ずるものとする。

３　管理職手当を支給される職にある職員に対しては時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は支給しない。

（給料調整手当）

第５条　職員の給料調整手当は、専門的知識を必要とし、採用による補充が困難な職で特別な事情であると認められる者及びこれと権衡上必要があると認められる職員に対して支給するものとし、その手当の額は給料の25パーセント以内の額で管理者が個々に定めるものとする。

２　給料調整手当の支給方法は、給料の支給方法に準ずるものとする。

（特殊勤務手当）

第６条　職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲及び手当の額は、別表第２のとおりとする。

２　特殊勤務手当は、特に定めるもののほか、その月に発生した事実に基づき翌月の給料の支給日に支給する。

（宿日直手当）

第７条　職員の宿日直手当の額は、その勤務１回につき、別表第４の手当の額の欄に掲げる額とする。ただし、勤務時間が５時間未満の場合は、この額に100分の50を乗じて得た額とする。

２　宿日直手当の支給方法は、特殊勤務手当の支給方法に準ずるものとする。

（給与の減額）

第８条　仙北市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年仙北市条例第187号）第19条により給与の減額を行う場合における勤務１時間当たりの給与額の算出は、一般職員給与条例の例による。

（休職者の給与）

第９条　職員が休職にされたときは、一般職員給与条例の例により給与を支給する。

（臨時又は非常勤の職員の給与）

第10条　臨時又は非常勤の職員の給与は、他の職員との均衡を考慮し、予算の範囲内で定める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成17年９月20日から施行する。

（経過措置）

２　この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、合併前の田沢湖町、角館町又は西木村（以下「合併関係町村」という。）の職員であった者で、引き続き施行日において仙北市病院事業職員の身分を有する者については、合併前の職員の給与に関する規則（昭和35年田沢湖町規則第２号）、職員の給与に関する規則（昭和30年角館町規則第８号）、西木村職員の給与に関する規則（昭和32年西木村規則第５号）又は公立角館総合病院企業職員給与規程（昭和39年病院管理規程第７号）の規定によりなされた承認、決定その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成18年３月29日病管規程第２号）

この規程は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成18年７月28日病管規程第３号）

この規程は、平成18年８月１日から施行する。

附　則（平成19年３月22日病管規程第１号）

この規程は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成19年４月１日病管規程第３号）

この規程は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成20年３月24日病管規程第２号）

この規程は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成20年９月29日病管規程第４号）

この規程は、平成20年10月１日から施行する。

附　則（平成21年１月１日病管規程第１号）

この規程は、平成21年１月１日から施行する。

附　則（平成21年４月１日病管規程第２号）

この規程は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成22年４月１日病管規程第４号）

この規程は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成22年７月１日病管規程第５号）

この規程は、平成22年７月１日から施行する。

附　則（平成23年３月18日病管規程第11号）

この規程は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成24年10月１日病管規程第４号）

この規程は、平成24年10月１日から施行する。

附　則（平成27年３月30日病管規程第２号）

この規程は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成28年３月23日病管規程第１号）

この規程は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成29年３月17日病管規程第３号）

この規程は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（平成30年３月20日病管規程第３号）

この規程は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（平成31年３月22日病管規程第２号）

この規程は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和２年６月１日病管規程第６号）

この規程は、公布の日から施行し、令和２年３月１日から適用する。

附　則（令和４年１月31日病管規程第１号）

この規程は、令和４年２月１日から施行する。

附　則（令和４年10月21日病管規程第３号）

この規程は、公布の日から施行し、令和４年10月１日から適用する。

別表第１（第４条関係）

種類	給料表	支給を受ける者の範囲	手当の額
管理職手当	医療職給料表（１）	院長	月額　200,000円
		地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第２項の規定に基づき市長が定める職で管理者が指定する職及び管理者が特に必要と認める職	医師は、管理者が定める者で給料の30パーセント以内とする。
	医療職給料表（２） 医療職給料表（３）		医師を除く職員は、管理者が定める者とし、給料の20％以内とする。
	行政職給料表	職務の級７級の職員	月額　35,000円
		職務の級６級の職員	月額　25,000円
		職務の級５級の職員	月額　20,000円
		職務の級５級の参事	月額　17,000円

別表第２（第６条関係）

（１）　市立田沢湖病院

種類	支給を受ける者の範囲	手当の額
医師手当	常時勤務する医師	１　480,000円以内の範囲内で管理者が定

		める基本額 ２　給料の60パーセント以内で管理者が定める調整額 ３　別表第３に定めた経験年数加算額
研究手当	常時勤務する医師	年額　50,000円
業務手当	１　手術をした医師	診療報酬点数表に基づいて算出された点数に10円を乗じて得た額の100分の20を支給
	２　当直医師等の要請等により診察に従事した医師	１日につき2,000円
	３　夕暮れ診療に従事した医師	１回につき10,000円
	４　感染症患者の検体を検査する臨床検査技師	１日の作業時間４時間未満　１日　140円
		１日の作業時間４時間以上　１日　280円
	５　放射線取扱作業従事者	１日の作業時間４時間未満　１日　200円
		１日の作業時間４時間以上　１日　400円
	６　麻薬管理業務従事者	１か月15日以上勤務した月　月額1,000円
	７　死体処理従事者	１件につき200円
夜間看護手当	夜間において病棟に勤務する看護師、准看護師及び介護員	勤務１回につき6,900円

院外活動手当	病院外で保健、福祉、教育活動に従事した職員	院外活動収入の70パーセント
救急医療待機手当	救急患者の診療のため勤務時間外に自宅待機した薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、看護師及びボイラー技師	待機１回につき 平日（午後５時15分から翌日の午前８時30分まで）　1,000円 土曜日、日曜日、祝日（午前８時30分から翌日の午前８時30分まで）　2,000円

（２）　市立角館総合病院

種類	支給を受ける者の範囲	手当の額
医師手当	常時勤務する医師	１　480,000円以内の範囲内で管理者が定める基本額 ２　給料の60パーセント以内で管理者が定める調整額 ３　別表第３に定めた経験年数加算額
研究手当	常時勤務する医師	年額　200,000円
学術手当	常時勤務する医師	１　当院所属での学会発表時　仙北市病院事業職員旅費規程（平成17年９月20日病院事業管理規程第12号）に基づく額 ２　当院所属での海外での発表時　200,000円
急患診療手当	常時勤務する医師であって当直医師の要請により勤務時間外に急病患者等	5,000円（１時間まで）ただし、１時間を超えて診療を行った場合は、１時間又はその端数を増すごとに1,000円を加算する。

	の診察に従事した医師	（上限額10,000円）	
夜間看護手当	夜間において病棟に勤務する助産師、看護師、准看護師（以下「看護師等」という。）及び看護助手	準夜１回につき 深夜１回につき	3,200円 3,700円
治験薬臨床試験手当	医師	治療に関わる収入額の30～70パーセントに相当する額	
院外活動手当	病院外で保健、福祉、教育活動に従事した職員	院外活動収入の70パーセント	
文書手当	仙北市病院事業使用料及び手数料徴収条例（平成17年仙北市条例第186号）第３条に定める有料の文書を作成した医師	文書料収入の10パーセント	
休日病棟当番手当	常時勤務する医師	日額	5,000円
平日夜間待機手当	常時勤務する医師	日額	1,500円
休日透析手当	常時勤務する医師	日額	32,000円
自家麻酔手当	常時勤務する医師	全麻１件につき その他１件につき	25,000円 1,000円
手術手当	常時勤務する医師	診療報酬額の２パーセント相当額	

（内視鏡検査及び血管内治療を含む）		
休日及び時間外看取り手当	常時勤務する医師	１件につき　3,000円
入院手当	常時勤務する医師（入院を決定した者のみ）	休日及び時間外入院１件につき　3,000円
分べん手当	医師	１件につき　10,000円
	助産師（胎児を取り上げた者のみ）	１件につき　3,000円
	看護師（準夜又は深夜の時間帯で出産に立ち会った者のみ）	１件につき　2,000円
業務手当	１　現金取扱員	日額　50円
	２　精神病患者が入院する病棟に常時勤務する職員、常時勤務する遠路運転に従事した自動車運転手	日額　100円
	３　常時勤務するあん摩マッサージ指圧師、歯科衛生士、歯科技工士、管理栄養士、栄養士、診療	日額　200円

	情報管理士、透析業務に従事する看護師等及び看護助手	
	4　常時勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士、視能訓練士、放射線業務を常時補助する職員及び助産業務に従事する助産師（助産師を兼務する看護師を含む）	日額　260円
	5　常時勤務する臨床検査技師、透析業務に従事する臨床工学技士	日額　350円
	6　常時勤務する診療放射線技師	日額　490円
	7　常時勤務する薬剤師、細胞検査士、超音波検査士	日額　580円
	8　月の初日時点に在職し、看護業務に従事する看護師、助産師、准看護師	月額（当月の給料日に支給）　12,000円
		パートタイム職員 月額　6,000円
	9　月の初日時点に在職	月額（当月の給料日　6,000円

	し、看護補助業務に従事する看護助手	に支給） パートタイム職員 月額　3,000円
救急医療待機手当	救急患者の診療のため勤務時間外に自宅待機した薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、看護師等及びボイラー技士	待機１回につき 平日（午後５時15分から翌日の午前８時30分まで） 1,000円 土曜日（午後12時30分から翌日の午前８時30分まで） 1,500円 日曜日（午前８時30分から翌日の午前８時30分まで） 2,000円

別表第３（第６条関係）

医師手当に係る経験年数加算表

（医師免許取得後、但し臨床医としての期間に限る。）

年数		金額
５年以上	６年以内	16,000円
６年以上	７年以内	22,000円
７年以上	８年以内	27,000円
８年以上	９年以内	29,000円
９年以上	10年以内	33,000円

10年以上	11年以内	35,000円
11年以上	12年以内	40,000円
12年以上	13年以内	43,000円
13年以上	14年以内	45,000円
14年以上	15年以内	49,000円
15年以上	16年以内	51,000円
16年以上	17年以内	59,000円
17年以上	18年以内	67,000円
18年以上	19年以内	75,000円
19年以上	20年以内	82,000円
20年以上	21年以内	87,000円
21年以上	22年以内	93,000円
22年以上	23年以内	97,000円
23年以上	24年以内	101,000円
24年以上	25年以内	103,000円
25年以上	26年以内	105,000円
26年以上	27年以内	107,000円
27年以上	28年以内	109,000円
28年以上	29年以内	111,000円

29年以上	30年以内	113,000円
30年以上	31年以内	115,000円
31年以上	32年以内	117,000円
32年以上	33年以内	119,000円
33年以上	34年以内	121,000円
34年以上	35年以内	123,000円
35年以上	36年以内	125,000円
36年以上	37年以内	122,000円
37年以上	38年以内	119,000円
38年以上	39年以内	116,000円
39年以上	40年以内	113,000円
40年以上	41年以内	110,000円
41年以上	42年以内	107,000円
42年以上	43年以内	104,000円
43年以上	44年以内	101,000円
44年以上	45年以内	98,000円
45年以上	46年以内	95,000円
46年以上	47年以内	92,000円
47年以上	48年以内	89,000円

48年以上	49年以内	86,000円
49年以上	50年以内	83,000円
50年以上	51年以内	80,000円
51年以上	52年以内	77,000円
52年以上	53年以内	74,000円
53年以上	54年以内	71,000円

備考　大学の医学部又は旧医学専門学校卒業後、実施修練を経て医師国家試験に合格した職員には、経験年数に１年を加えた年数をもって、この表の経験年数とする。

別表第４（第７条関係）

（１）　市立田沢湖病院

区分	職種別	手当の額
宿直手当	医師	20,000円
	事務員	5,900円
	その他の職員	5,900円
日直手当	医師	20,000円
	事務員	5,900円
	その他の職員	5,900円

（２）　市立角館総合病院

区分	職種別	手当の額
宿直手当	医師	32,000円に２時間に相当する時間外勤務手当を加えた

	薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、看護師等及び事務員	額 7,200円に１時間に相当する時間外勤務手当を加えた額
日直手当	医師 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、看護師等及び事務員	32,000円に２時間に相当する時間外勤務手当を加えた額 7,200円に１時間に相当する時間外勤務手当を加えた額